

株 主 各 位

神戸市中央区京町83番地

**ケミプロ化成株式会社**

代表取締役社長 兼 俊 寿 志

## 第41期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第41期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、株主様におかれましては、可能な限り同封の議決権行使書の書面郵送又はインターネットにより事前に議決権行使いただき、本総会当日のご来場はお控えいただきますようお願い申し上げます。

議決権の行使につきましては、お手数ながら後記「株主総会参考書類」をご検討いただき、以下のいずれかの方法により2022年6月27日（月曜日）午後5時30分までに行使くださいますようお願い申し上げます。

### 【書面郵送による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

### 【インターネットによる議決権行使の場合】

4頁～5頁に記載の「インターネットによる議決権行使のお手続きについて」をご確認のうえ、当社が指定する議決権行使サイト

(<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただき、画面の案内に従って、上記の行使期限までに議案に対する賛否を入力してください。

敬 具

記

- |            |   |
|------------|---|
| 1. 日 時     | 2022年6月28日（火曜日）午前10時  |
| 2. 場 所     | 神戸市中央区港島中町6丁目9番1号<br>神戸国際会議場 5階 501号会議室<br>(末尾の会場ご案内図をご参照ください。) |
| 3. 目 的 事 項 |   |
| 報告事項       | 第41期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）<br>事業報告及び計算書類内容報告の件               |
| 決議事項       |   |
| 第1号議案      | 剰余金処分の件   |
| 第2号議案      | 定款一部変更の件  |

**第3号議案** 取締役7名選任の件

**第4号議案** 監査役1名選任の件

以上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、事業報告、計算書類並びに株主総会参考書類の記載事項を修正する必要がある場合については、修正後の事項を当社ホームページに掲載いたしますのでご確認ください。（HPアドレス <https://www.chemipro.co.jp/>）

※代理人によって議決権の行使をされる場合には、①代理権を証する書面（委任状）及び②株主様ご本人の議決権行使書用紙のご提出が必要になります。（代理人は当社の議決権を有する株主に限ります。）

## 新型コロナウイルス感染症の対策に関するお知らせ

当社第41期定時株主総会における、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた当社の対応について、以下のとおりご案内申し上げます。

### 1. 株主様へのお願い

・議決権は、書面郵送又はインターネットによる行使をすることができますので、これらの行使方法を可能な限りご検討ください。行使期限：2022年6月27日（月曜日）午後5時30分到着分まで。

・株主総会へご出席をされる株主様、特にご高齢や基礎疾患がおりになる株主様又は妊娠中の株主様は慎重なご判断をお願い申し上げます。

### 2. 当社の対応について

・株主総会に出席する役員及び運営係員は、マスクの着用、感染予防パネルなど感染予防対策を講じて対応させていただきます。

・ご来場の株主様で体調不良（発熱や咳など）と見受けられる方には、場合により入場をお控えいただきますので、予めご了承ください。

### 3. ご来場される株主様へ

・株主総会会場におきましては、原則として受付前で検温をさせていただきます。また、マスクのご着用やアルコール消毒液のご使用等のご協力を願います。

\*マスクをお持ちでない株主様は、受付にお申し出ください。また、受付前にアルコール消毒液を設置しております。

・会場内では、ソーシャルディスタンス確保の観点から当社で席を決めさせていただきます。ご着席いただきますので、ご協力をお願いいたします。

今後の状況により株主総会の運営に大きな変更がある場合は、当社ホームページ（HPアドレス <https://www.chemipro.co.jp/>）にてお知らせいたします。

## ＜インターネットによる議決権行使のお手続きについて＞

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、議決権行使書の書面郵送又はインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

### 記

#### 1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン又はスマートフォンから、当社の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。  
(ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止いたします。)
- (2) パソコン又はスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、T L S暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) インターネットによる議決権行使は、2022年6月27日（月曜日）の午後5時30分まで入力できますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

#### 2. インターネットによる議決権行使方法について

- (1) パソコンによる方法
  - ・ 議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
  - ・ 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
  - ・ 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

## (2) スマートフォンによる方法

・議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォンにより読み取ること、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権を行使することが可能です。

(「ログインID」及び「仮パスワード」の入力は不要です。)

・セキュリティの観点からQRコードを用いた議決権行使は1回に限り可能です。2回目以降は、QRコードを読み取っても「ログインID」及び「仮パスワード」の入力が必要になります。

・スマートフォン機種によりQRコードでのログインができない場合があります。QRコードでのログインができない場合には、上記2.(1) パソコンによる方法にて議決権を行使してください。

※QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。

## 3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱いについて

(1) 書面郵送（議決権行使書）とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。

(2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコンとスマートフォンで重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

## 4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株皆様のご負担となります。また、スマートフォンをご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株皆様のご負担となります。

以 上

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

・電話 0120-173-027（受付時間 9：00～21：00、通話料無料）

(添付書類)

## 事業報告

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

### 1. 会社の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当事業年度における世界経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により大きく減速した前事業年度からの反動後、緩やかな回復基調となりました。しかしながら、感染力の強い変異ウイルスの出現やワクチン接種の進捗不安等から、感染拡大への警戒感が強い状況であったことに加えて、ロシアのウクライナ侵攻という極めて深刻な地政学的リスクの発生もあり、経済動向は不透明かつ流動的でありました。

米国経済は、企業業績が堅調に推移し個人消費も緩やかに拡大しましたが、欧州経済は後半に減速し、中国経済も回復から横ばいの状況に変化しました。また日本経済については、緊急事態宣言等の発出と解除にともない個人消費には波が見られたものの、企業業績の改善は緩慢な状況で推移しました。

このような経済環境の中で、当社の属するファインケミカル業界につきましては、物流網の混乱や半導体不足に伴う自動車産業等への影響懸念、加えて地政学的リスクにも起因する原材料やエネルギー価格の高騰や供給不安等もあり、売上・収益環境は極めて厳しい状況でありました。

具体的な当社の当事業年度における業績は、化学品事業では受託製造製品における「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等の適用による減収を考慮すれば、主力製品である紫外線吸収剤の他、大半の製品で実質的に増収となりました。ホーム産業事業では木材保存薬剤が減収となったものの、シロアリ駆除工事等の再開でその他の売上が増収となりました。売上高全体では、収益認識会計基準等の適用による減収が817百万円ありましたが、前年同期比190百万円増の9,743百万円（前年同期比2.0%増）で着地いたしました。利益面については、紫外線吸収剤の販売復調に加え、引き続き受託製造製品等の積極的取り込みを行った結果、営業利益は552百万円（同58.3%増）、経常利益は営業外費用として生産休止費用を217百万円計上したものの264百万円（同138.8%増）となりました。税引前当期純利益については、特別損益の計上がなかったことから264百万円（同75.3%増）となりました。当期純利益については、法人税、住民税及び事業税が44百万円、法人税等調整額が40百万円となり179百万円（同0.5%

減)となりました。

以下に各事業の概要をご報告いたします。

(化学品事業)

当事業年度の売上高は、主力製品である紫外線吸収剤が前年同期比214百万円増の5,508百万円(前年同期比4.1%増)となったことに加えて、酸化防止剤が同219百万円増の586百万円(同59.9%増)、写真薬中間体が同107百万円増の265百万円(同68.5%増)、製紙用薬剤が同44百万円増の353百万円(同14.4%増)となり、受託製造製品が同329百万円減の1,794百万円(同15.5%減)、電子材料が同20百万円減の196百万円(同9.3%減)であったものの、全体では同230百万円増の8,762百万円(同2.7%増)となりました。ただし、受託製造製品の売上高には収益認識会計基準等の適用による減収817百万円が反映されております。

(ホーム産業事業)

当事業年度の売上高は、木材保存薬剤の売上高が前年同期比78百万円減の791百万円(前年同期比9.1%減)となる一方で、その他が同39百万円増の190百万円(同26.0%増)となったことから、全体では同39百万円減の981百万円(同3.9%減)となりました。

② 設備投資及び資金調達の状況

当事業年度の設備投資は、289百万円でした。これは、既存設備の更新工事、分析機器の取得などによるものであります。

なお、設備投資につきましては、自己資金及びリースによりまかないました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

(単位：千円)

区 分	第 38 期 (2018.4.1~2019.3.31)	第 39 期 (2019.4.1~2020.3.31)	第 40 期 (2020.4.1~2021.3.31)	第41期(当事業年度) (2021.4.1~2022.3.31)
売 上 高	9,373,308	10,596,125	9,553,323	9,743,874
経 常 利 益	79,496	161,951	110,825	264,693
当 期 純 利 益	63,010	90,767	180,156	179,168
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	3円85銭	5円54銭	10円98銭	10円97銭
総 資 産	13,946,167	13,776,942	13,643,629	13,452,961
純 資 産	4,334,076	4,360,249	4,525,184	4,574,594

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により算出しております。

2. 収益認識会計基準等を第41期の期首から適用しております。

### (3) 対処すべき課題

世界経済は、新型コロナウイルス感染症の終息の目処が立たない中、ロシアのウクライナ侵攻という極めて深刻な地政学的リスクの拡大もあり、不透明であります。また、当社の属する業界につきましては、海運の混乱継続・半導体不足等の影響に加え、地政学的リスクにも起因する原材料やエネルギー価格の高騰や供給不安等もあり、売上・収益環境は更に厳しい状況が継続しております。

このような環境下にはありますが、次期（2023年3月期）の通期業績につきましては、売上高においては、当社主力製品である紫外線吸収剤などのプラスチック添加剤の新規製品も含めた更なる販売強化、注力している受託製造製品等での品目拡充を更に強化すること等で10,400百万円を見込んでおります。一方、利益面につきましては売上高の増加に加えて、利益率の高い製品の売上比率を高めることはもとより原材料やエネルギー価格高騰の価格転嫁を適正に進め、営業利益490百万円、経常利益300百万円、当期純利益200百万円となる予想であります。ただし、利益面の業績予想につきましては、年度後半に原材料やエネルギー価格の高騰が沈静化することを前提としております。

なお、当社としての事業拡大・維持のバックボーンである従業員等の感染症対策や健康維持、および管理には細心の注意をはらっており、前々事業年度からテレワークや時差出勤など考えられうる制度導入等を行っております。

今後当社といたしましては、引き続きグローバルな販売強化と付加価値の高いビジネスを積極的に展開することにより収益の拡大に努め、生産性向上など利益体質の改善に向けた経営戦略の実現により、適切な利益の確保を行い、安定した配当の継続と内部留保の充実を図ってまいります。また、グローバル化に対応すべく、優秀な人材の確保・育成に努めてまいります。加えて、適正在庫などによる財源確保により、有利子負債の圧縮に努め、財務体質の健全化と自己資本利益率の向上を目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(4) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

有機化学工業薬品（紫外線吸収剤、写真薬中間体、電子材料、製紙用薬剤、酸化防止剤、木材保存薬剤等の製品）の製造販売

(5) 部門別売上高の概況 (2022年3月31日現在)

(単位：千円、%)

事業別	品目	第39期 (2019.4.1~2020.3.31)		第40期 (2020.4.1~2021.3.31)		第41期(当事業年度) (2021.4.1~2022.3.31)	
		金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
化学品事業	紫外線吸収剤	6,257,664	59.1	5,294,505	55.4	5,508,939	56.5
	酸化防止剤	363,638	3.4	366,720	3.8	586,403	6.0
	製紙用薬剤	273,340	2.6	309,024	3.2	353,511	3.6
	写真薬中間体	286,360	2.7	157,685	1.7	265,642	2.7
	電子材料	375,401	3.5	216,386	2.3	196,216	2.0
	受託製造製品	1,909,145	18.0	2,123,460	22.2	1,794,312	18.4
	その他	67,898	0.6	64,092	0.7	57,006	0.6
(小計)	9,533,449	90.0	8,531,875	89.3	8,762,032	89.9	
ホーム産業事業	木材保存薬剤	860,475	8.1	870,130	9.1	791,163	8.1
	その他	202,200	1.9	151,317	1.6	190,678	2.0
	(小計)	1,062,675	10.0	1,021,448	10.7	981,841	10.1
合計		10,596,125	100.0	9,553,323	100.0	9,743,874	100.0

(注) 1. 数量については、同一品目の中でも種類が多く、かつ仕様も多岐にわたるため、記載を省略しております。

2. 金額は、販売価格で表示しており、消費税等を含んでおりません。

3. 主要品目は、事業毎に分類して表示しております。

4. 収益認識会計基準等の適用により、第41期の受託製造製品の減収817,891千円が反映されております。

(6) 主要な事業所 (2022年3月31日現在)

本 社 神戸市中央区京町83番地  
研 究 所 相生  
工 場 明石、姫路、相生、大阪、福島  
営 業 所 大阪、福岡、関東（埼玉県川越市）

(7) 従業員の状況 (2022年3月31日現在)

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
237(2)名	1名減(5名減)	41.3歳	14.0年

(注) 従業員数は就業員数で、従業員、嘱託、受入出向者を含んでおります。また、パート及び派遣社員は( )内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	1,115百万円
株式会社みなと銀行	1,080
株式会社中国銀行	635
株式会社三菱UFJ銀行	537
株式会社りそな銀行	525
株式会社三井住友銀行	485

## 2. 株式の状況（2022年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 66,000,000株  
(2) 発行済株式の総数 16,623,613株  
(3) 株主数 3,015名  
(4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株式会社ケアシステムズ	3,467千株	20.9%
公益財団法人福岡直彦記念財団	2,791	16.9
B A S F ジャパン株式会社	1,270	7.7
ケミプロ化成取引先持株会	997	6.0
BNP PARIBAS LONDON BRANCH FOR PRIME BROKERAGE SEGREGATION ACC FOR THIRD PARTY	652	3.9
株式会社みなと銀行	593	3.6
株式会社日本カストディ銀行 ( 信 託 E 口 )	425	2.6
富士工業株式会社	353	2.1
城北化学工業株式会社	310	1.9
大阪中小企業投資育成株式会社	195	1.2

(注) 上記のほか、当社が保有している自己株式が62,669株(0.4%)あります。

なお、自己株式には信託が保有する当社株式425,000株を含めておりません。

持株比率は自己株式(62,669株)を控除し小数点第2位を四捨五入して計算しております。

### 3. 会社役員の状況

#### (1) 取締役及び監査役の状況（2022年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当又は重要な兼職の状況
代表取締役社長	兼 俊 寿 志	管理本部長 兼 コンプライアンス担当役員
常務取締役	河 井 典 生	営業本部長 兼 購買部長
常務取締役	赤 瀬 寿	生産本部長 兼 相生工場長 兼 明石工場長
取 締 役	金 子 勇 一	生産技術部統括本部長 兼 福島工場生産技術部長 兼 有機ELビジネス生産技術部長 兼 営業本部新規ビジネス推進部技術担当役員
取 締 役	江 間 清 二	
取 締 役	柳 雅 二	株式会社ショーケース 社外取締役 株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループ顧問
取 締 役	寶 田 健 太 郎	宝田・寿原会計事務所 代表 スターライトコンサルティング株式会社 代表取締役
常 勤 監 査 役	清 水 俊 造	
監 査 役	常 本 良 治	
監 査 役	藤 田 健	藤田法律事務所 代表
監 査 役	須 田 修 弘	BASFジャパン株式会社 代表取締役副社長 ビジネスサービス統括本部長

- (注) 1. 取締役江間清二氏、柳雅二氏、寶田健太郎氏は社外取締役であり、東京証券取引所に独立役員として届出ております。
2. 監査役常本良治氏、藤田健氏、須田修弘氏は社外監査役であり、常本良治氏及び藤田健氏を東京証券取引所に独立役員として届出ております。
3. 監査役常本良治氏は、公認会計士となる資格を有し、会計及び税務に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役藤田健氏は、弁護士の資格を有し、法務に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査役須田修弘氏は、当社事業と関連の深いグローバル企業の管理部門の責任者として財務経理他の管理部門に関する相当程度の知見を有しております。

## 6. 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度としております。

## 7. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

### ①被保険者の範囲

当社のすべての取締役、監査役及び執行役員

### ②保険契約の内容の概要

被保険者が会社役員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を填補するものであり、1年毎に契約更新しております。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。保険料は全額当社が負担しております。

## (2) 取締役及び監査役に対する報酬等の総額

区 分	支給人数	基本報酬	業績連動報酬 (非金銭報酬)	報酬等の総額
取締役 (うち社外取締役)	7名 (3)	102,600千円 (10,800)	21,432千円 (-)	124,032千円 (10,800)
監査役 (うち社外監査役)	4名 (3)	19,200千円 (8,400)	一千円 (-)	19,200千円 (8,400)
合計 (うち社外役員)	11名 (6)	121,800千円 (19,200)	21,432千円 (-)	143,232千円 (19,200)

- (注) 1. 取締役の報酬の総額は、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役（社外取締役を除く）の報酬等の総額には、当事業年度末における役員株式給付規程に基づく当社株式の給付見込額 21,432千円が含まれております。
3. 業績連動報酬は、役位別ポイント数に第41期の期初に設定した経常利益目標額150百万円の達成率に応じて経常利益達成率係数を乗じることにより算定しております。経常利益額を業績指標に選定した理由は、取締役報酬と当社業績及び株式価値との連動性が明確であるからであり、第41期の業績指標に関する実績は264百万円でありました。

### (3) 取締役及び監査役の報酬等に関する株主総会決議に関する事項

#### ① 基本報酬

取締役の報酬額は、1995年6月29日開催の第14期定時株主総会において年額3億円以内と決議しております。（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）当該株主総会終結時点の取締役の員数は12名です。監査役の報酬額については、1997年6月27日開催の第16期定時株主総会において、年額40百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

#### ② 業績連動報酬（非金銭報酬）

2021年6月25日開催の第40期定時株主総会の決議により、取締役会で定めた役員株式給付規程に基づき業績達成度等に応じてポイントを付与し、退任時に当該付与ポイント相当の株式を給付する業績連動型株式報酬制度「株式給付信託」を導入しております。（社外取締役及び監査役は除く。）取締役へ付与されるポイント数は代表取締役、役員取締役および取締役の別に、役位別ポイント数に事業年度の期初に設定した経常利益目標額の達成率に応じて経常利益達成率係数を乗じることにより算定いたします。当該株主総会終結時点の社外取締役を除く取締役の員数は4名です。

### (4) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針

（上記決定方針に関する決議を2021年2月度定時取締役会で決議済）

#### ① 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動型の株式報酬（株式給付信託）により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

#### ② 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月額固定報酬とし、株主総会で決議された年間の上限額の範囲内で役位、職責などに応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

#### ③ 業績連動報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動型の株式報酬（株式給付信託）は、役員株式給付規程に基づき当該事業年度における役位、業績達成度等に応じて定まる数のポイントを付与する。取締役に付与

するポイントは1ポイント当たり当社普通株式1株で換算する。(社外取締役は対象外とする。)また、給付する株式の数の算定に当たり基準となる取締役のポイントは、退任時までに当該取締役に付与されたポイントを累積した数で確定し、株式給付を受ける時期は、原則として取締役退任時とする。

- ④ 金銭報酬の額、又は業績連動報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、上位の役位ほど金銭報酬の額及び業績連動報酬等の割合が多くなる設計とする。

- ⑤ 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

各取締役の報酬等の額については、取締役会から一任を受けた代表取締役社長がその決定権限を有し、代表取締役社長と社外取締役との事前の意見交換及び取締役会の事後的な検証を前提に、株主総会で決議された年間の上限額の範囲内で役位や職務責任等を考慮して決定する。また、業績連動型の株式報酬(株式給付信託)については、役員株式給付規程に基づき業績達成度等に応じてポイントを付与し、退任時に当該付与ポイント相当の株式を給付する。

委任を受けた者：代表取締役社長 兼俊 寿志

委任された権限の内容：各取締役の報酬等の額の決定

委任理由：代表取締役社長は、各取締役の能力並びに業務内容を適切に把握していることから各取締役の報酬等の額の決定において「取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針」に沿った決定ができるものと取締役会が判断したものを。

## (5) 社外役員に関する事項

- ① 取締役柳雅二氏は、株式会社ショーケースの社外取締役及び株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループ顧問を兼務しておりますが、兼職先と当社との間において特別な関係はありません。
- ② 取締役寶田健太郎氏は、宝田・寿原会計事務所の代表及びスターライトコンサルティング株式会社 代表取締役を兼務しておりますが、兼職先と当社との間において特別な関係はありません。
- ③ 監査役藤田健氏は、藤田法律事務所の代表を兼務しておりますが、兼職先と当社との間において特別な関係はありません。
- ④ 監査役須田修弘氏は、BASFジャパン株式会社の代表取締役副社長であり、ビジネスサービス統括本部長を兼務しておりますが、同社は、化学品事業の主要取引先であり、当社の特定関係事業者であります。また、当社の主要取引先である同社は、当社の株主(所有株式 7.7%)であります。
- ⑤ 当事業年度における主な活動状況(社外取締役が期待される役割に関して行った職務の概要を含む)
  - ・ 取締役江間清二氏は、当事業年度開催の取締役会17回の全てに出席し、高度な組織運営経験等の専門的な見地から意見を述べております。
  - ・ 取締役柳雅二氏は、当事業年度開催の取締役会17回の全てに出席し、証券市場に関わる深い見識と営業経験等の専門的な見地から意見を述べております。
  - ・ 取締役寶田健太郎氏は、当事業年度開催の取締役会17回の全てに出席し、税務・会計に関わる専門知識を活かし専門的な見地から意見を述べております。
  - ・ 監査役常本良治氏は、当事業年度開催の取締役会17回中16回、及び監査役会8回の全てに出席し、公認会計士としての経験を活かし専門的な見地から意見を述べております。
  - ・ 監査役藤田健氏は、当事業年度開催の取締役会17回の全て、及び監査役会8回の全てに出席し、弁護士としての専門的な見地から意見を述べております。
  - ・ 監査役須田修弘氏は、当事業年度開催の取締役会17回の全て、及び監査役会8回の全てに出席し、当社事業と関連の深いグローバル企業の管理部門の責任者としての専門的な知識と幅広い経験から意見を述べております。

#### 4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 有限責任 あずさ監査法人

##### (2) 会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- ① 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額 25,500千円
- ② 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 25,500千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

##### (3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額について監査役会が同意した理由

当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査方法及び監査内容などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

##### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 5. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役、使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス規程をはじめとするコンプライアンス体制にかかる規程を、役員及び従業員が法令及び定款並びに社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。また、その徹底を図るため、総務部においてコンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとし、同部を中心に従業員教育等を行う。

内部監査室は、総務部と連携のうえ、コンプライアンスの状況を監査する。これらの活動は、定期的に取締役会及び監査役会に報告されるものとする。

法令上、疑義のある行為等について従業員が直接情報提供を行う手段として、ホットラインを設置し、通報者に不利益が及ばない事を保証し、運営する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書取扱規程にしたがい、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体（以下、「文書等」という。）に記録し、保存する。取締役及び監査役は、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程、その他の体制

コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ及び輸出管理等にかかるリスクについては、それぞれの担当部署において、規則やガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成及び配布等を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応は総務部が行うものとする。

新たに生じたリスクについては、取締役会において速やかに対応責任者となる取締役を定め、対応する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、取締役及び従業員が共有する全社的な目標を定め、業務担当取締役はその目標達成のために各部門の具体的目標及び会社の権限分配、意思決定ルールに基づく権限分配を含めた効率的な達成の方法を定め、ITを活用して取締役会が定期的に進捗状況をレビューし、改善を促すことを内容とする全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築する。

⑤ 当会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社においても、各組織、指揮命令系統、責任及び権限を報告する義務を設定し、企業集団全体を網羅的・統括的に管理する。

内部監査室は、当会社と同様に子会社の内部監査を実施する。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役は、特定の従業員に監査業務に必要な事項を指示することができるものとし、監査役より監査業務に必要な指示を受けた従業員は、その指示を最優先して業務に従事するものとし、当該最優先業務に関しては取締役等の指揮命令を受けないものとする。

⑦ 監査役への報告に関する体制、並びに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを受けないことを確保するための体制

取締役及び従業員は、監査役に対して、法定の事項に加え、当社及び子会社からなる企業集団に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス・ホットラインによる通報状況及びその内容を、必要に応じて適宜報告する体制を整備する。

内部監査室は、監査結果を適時、適切な方法で監査役に報告する。

通報者に不利益が及ばない内部通報窓口(ホットライン)への通報状況とその処理の状況を定期的に監査役に報告する。

内部通報窓口(ホットライン)への通報内容が、監査役の職務の執行に必要な範囲に係る場合及び通報者が監査役への通報を希望する場合は、速やかに監査役に通知する。

- ⑧ 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役より、その職務の執行について生ずる費用の前払い又は請求等があったときは、その職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は請求の精算を行う。

- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制  
監査役と代表取締役との間の定期的な意見交換会を設定する。

## (2) 内部統制のシステム運用状況

コンプライアンス規程をはじめとするコンプライアンス体制に係る規程を「コンプライアンス・マニュアル」小冊子として、すべての役職員に配布し教育訓練を実施しております。財務報告の有効性に関する評価並びに各事業部門における業務処理統制の状況については、内部監査室が計画的に実施する業務処理統制監査において検証を行い、法令遵守の状況については、常勤監査役と内部監査室が連携して計画的あるいは抜き打ち的に実施する内部監査活動において検証しており、各々の検証結果については内部監査報告書として代表取締役及び常勤監査役に対し、報告を行っております。また、常勤監査役は、経営に重大な影響を及ぼすリスクについて業務執行を行う取締役が適切に対応しているか確認検証しており、その検証結果は監査役会において情報共有し、必要に応じて代表取締役に意見交換会を通じて報告を行っております。

## 6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、経営環境、業績、将来の事業展開等を総合的に勘案した上で財務体質の強化を図りつつ、安定的に配当を行うことを基本方針としております。また、当社は中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当につきましては株主総会、中間配当につきましては取締役会であります。

本事業報告中の記載金額及び株式数の表示単位未満は切り捨てて、また比率の表示桁数未満は四捨五入で表示しております。

# 貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
[資産の部]		[負債の部]	
流動資産	7,921,678	流動負債	6,373,543
現金及び預金	1,910,920	支払手形	92,861
受取手形	7,092	電子記録債務	502,311
電子記録債権	28,276	買掛金	817,220
売掛	2,144,222	短期借入金	2,850,000
商品及び製品	2,679,372	1年内返済予定の長期借入金	1,002,500
仕掛	97,756	リース債務	191,077
原材料及び貯蔵品	566,890	未払金	437,922
前払費用	67,305	未払費用	171,695
未収入金	258,948	未払法人税等	63,082
立替金	444	預り金	8,745
その他	166,057	前受収益	618
貸倒引当金	△5,609	賞与引当金	96,358
		設備関係支払手形	3,531
		営業外電子記録債務	70,708
		その他	64,908
固定資産	5,531,282		
有形固定資産	5,195,600	固定負債	2,504,824
建物	926,922	長期借入金	1,512,500
構築物	168,801	リース債務	392,414
機械及び装置	561,639	退職給付引当金	525,106
車両運搬具	79	株式給付引当金	39,401
工具、器具及び備品	97,496	その他	35,402
土地	2,865,289		
リース資産	570,670	負債合計	8,878,367
建設仮勘定	4,701		
無形固定資産	10,413	[純資産の部]	
ソフトウェア	2,433	株主資本	4,507,141
電話加入権	7,979	資本金	2,155,352
投資その他の資産	325,268	資本剰余金	1,052,567
投資有価証券	143,075	資本準備金	1,052,562
関係会社株式	10,800	その他資本剰余金	5
破産更生債権等	15,264	利益剰余金	1,419,843
長期前払費用	14,827	その他利益剰余金	1,419,843
敷金	16,520	繰越利益剰余金	1,419,843
繰延税金資産	68,257	自己株式	△120,622
その他	71,787	評価・換算差額等	67,452
貸倒引当金	△15,264	その他有価証券評価差額金	67,452
		純資産合計	4,574,594
資産合計	13,452,961	負債・純資産合計	13,452,961

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(自2021年4月1日 至2022年3月31日)

(単位：千円)

科	目	金	額
売 上 高	製品売上高	9,397,353	9,743,874
	商品売上高	346,520	
売 上 原 価	製品期首棚卸高	1,852,404	8,083,089
	当期製品製造原価	7,811,619	
	合 計	9,664,024	
	製品他勘定振替高	5,821	
	製品期末棚卸高	1,860,394	
	製品売上原価	7,797,808	
	商品期首棚卸高	20,810	
	当期商品仕入高	302,639	
	合 計	323,449	
	商品他勘定振替高	213	
	商品期末棚卸高	37,955	
商品売上原価	285,280		
	売上総利益		1,660,784
販売費及び一般管理費			1,108,209
	営業利益		552,575
営 業 外 収 益	受取利息	7	24,193
	受取配当金	4,759	
	受取賃貸料	11,090	
営 業 外 費 用	雑収入	8,335	312,074
	支払利息	70,363	
	賃貸収入原価	2,864	
	生産休止費用	217,721	
	雑損失	21,124	
	経常利益		264,693
	税引前当期純利益		264,693
	法人税、住民税及び事業税	44,561	85,525
	法人税等調整額	40,964	
	当期純利益		179,168

(注) 1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 製品他勘定振替高及び商品他勘定振替高は、販売費等振替高であります。

# 株主資本等変動計算書

(自2021年4月1日 至2022年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	2,155,352	1,052,562	5	1,052,567	1,298,638	1,298,638	△40,751	4,465,807
当期変動額								
剰余金の配当					△57,963	△57,963		△57,963
当期純利益					179,168	179,168		179,168
自己株式の取得							△79,870	△79,870
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)								
当期変動額合計	-	-	-	-	121,204	121,204	△79,870	41,334
当期末残高	2,155,352	1,052,562	5	1,052,567	1,419,843	1,419,843	△120,622	4,507,141

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	59,377	59,377	4,525,184
当期変動額			
剰余金の配当			△57,963
当期純利益			179,168
自己株式の取得			△79,870
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)	8,075	8,075	8,075
当期変動額合計	8,075	8,075	49,409
当期末残高	67,452	67,452	4,574,594

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針

- (1) 資産の評価基準及び評価方法
- ① 有価証券の評価基準及び評価方法
    - 関連会社株式 移動平均法による原価法
    - その他有価証券
    - ・市場価格のない株式等 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）  
以外のもの
    - ・市場価格のない株式等 移動平均法による原価法
  - ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法 移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
- (2) 固定資産の減価償却の方法
- ① 有形固定資産(リース資産を除く)定率法 ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
  - ② 無形固定資産 定額法
  - ③ 長期前払費用 均等償却
  - ④ リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法
- (3) 引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金 売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
  - ② 賞与引当金 従業員の賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
  - ③ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

- ④ 株式給付引当金 役員株式給付規程に基づく取締役への当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。（実務対応報告第30号「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」に準じた処理を適用しております。）

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① 化学品事業

化学品事業における紫外線吸収剤等の販売については、主として製品及び商品が顧客により検収された時点で、顧客に製品及び商品の所有に伴う重要なリスク及び経済価値が移転し、支払を受ける権利が確定するため、その時点で収益を認識しております。なお、受託製造製品の一部について、原材料を顧客より調達し加工を加えたのち当該顧客に販売する有償支給取引を行っており、調達した原材料に売り戻し義務がある取引については、取引価額から有償支給原材料相当額を差し引いた純額で収益を認識しております。取引の対価は、履行義務を充足してから主として4カ月後の末日までに受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

② ホーム産業事業

ホーム産業事業における防蟻薬剤等の販売については、製品及び商品が顧客により検収された時点で、顧客に製品及び商品の所有に伴う重要なリスク及び経済価値が移転し、支払を受ける権利が確定するため、その時点で収益を認識しております。取引の対価は、履行義務を充足してから主として2カ月以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

(5) ヘッジ会計の方法

- ① ヘッジ会計の方法 為替予約が付されている外貨建金銭債権債務については、振当処理を行っております。
- ② ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段・・・為替予約取引  
ヘッジ対象・・・外貨建金銭債権債務
- ③ ヘッジ方針 外貨建取引における為替変動のリスクを回避する目的で為替予約取引を行っております。
- ④ ヘッジ有効性評価の方法 振当処理を採用しているため、有効性の評価は行っておりません。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これにより、当社が行っております売り戻し義務のある有償支給取引については、従来有償支給元へ売り戻した時に有償支給原材料相当額を含めて売上高と売上原価を総額で計上しておりましたが、有償支給原材料相当額を差し引いた純額で収益認識を行うこととなります。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、利益剰余金の当期首残高へ与える影響はありません。

この結果、当事業年度の売上高は817,891千円減少し、売上原価は817,891千円減少しております。

収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「売掛金」のうち125,249千円は「未収入金」に、「商品及び製品」のうち110,844千円、「仕掛金」のうち9,084千円、「原材料及び貯蔵品」のうち36,009千円はそれぞれ「その他の流動資産」に、「流動負債」に表示していた「買掛金」のうち185,174千円は「未払金」に、当事業年度より含めて表示することといたしました。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、計算書類に与える影響はありません。

また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。

## 3. 表示方法の変更に関する注記

(貸借対照表)

前事業年度まで流動資産の「受取手形」に含めて表示しておりました「電子記録債権」は、金額の重要性が増してきたため、当事業年度より、区分掲記しました。

なお、前事業年度の「電子記録債権」は18,699千円であります。

前事業年度まで区分掲記しておりました「商品」(当事業年度37,955千円)、「製品」(当事業年度1,860,394千円)、及び「半製品」(当事業年度781,022千円)は、当事業年度より「商品及び製品」として、「原材料」(当事業年度539,020千円)、及び「貯蔵品」(当事業年度27,870千円)は、当事業年度より「原材料及び貯蔵品」として、明瞭性の観点からそれぞれ一括して表示することといたしました。

(損益計算書)

前事業年度まで「製品売上原価」及び「商品売上原価」に対応する費用については、「売上原価」(前事業年度8,123,122千円)に含めて表示しておりましたが、明瞭性の観点から、独立掲記する方法に変更しております。

なお、前事業年度の「製品売上原価」は7,868,722千円、「商品売上原価」は254,399千円であります。

#### 4. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

繰延税金資産 68,257千円

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく経常利益をベースに、各事業の過去実績や市場環境、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえて課税所得を調整し、その発生時期及び金額によって見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

#### 5. 貸借対照表注記

##### (1) 担保資産

##### ① 担保に供している資産

建物	377,825千円
構築物	12,776千円
土地	2,818,515千円
投資有価証券	46,068千円
計	3,255,185千円

##### ② 担保資産に対応する債務

短期借入金	1,724,500千円
長期借入金 (1年以内返済予定額含む)	944,500千円
計	2,669,000千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 7,141,321千円

(3) 関係会社に対する金銭債務 49,003千円

## 6. 損益計算書注記

- (1) 関係会社との取引高は、次のとおりであります。

関係会社との営業取引高	
原材料仕入高	112,007千円
関係会社との営業取引以外の取引高	7,200千円

- (2) 通常の販売目的で保有する棚卸資産の収益性の低下による簿価切下額（△は戻入額）

売上原価	△6,375千円
------	----------

## 7. 株主資本等変動計算書注記

- (1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	16,623,613株	一株	一株	16,623,613株

- (2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	188,032株	299,637株	一株	487,669株

(注) 当事業年度増加株式数は単元未満株式の買取37株および株式給付信託（B B T）の信託財産として株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が取得した当社株式299,600株（当事業年度期首125,400株および当事業年度末425,000株）であります。

- (3) 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

- (4) 配当に関する事項

### ① 配当金の支払額

(決議)	株式の種類	配当の総額	配当金の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2021年 6月25日 定時株主総会	普通株式	57,963千円	利益剰余金	3円50銭	2021年 3月31日	2021年 6月28日

(注) 2021年6月25日定時株主総会の決議による配当金の総額には、株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が保有する当社株式に対する配当金438千円が含まれております。

### ② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当の総額	配当金の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2022年 6月28日 開催予定 定時株主総会	普通株式	66,243千円	利益剰余金	4円00銭	2022年 3月31日	2022年 6月29日

(注) 2022年6月28日定時株主総会の決議による配当金の総額には、株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が保有する当社株式に対する配当金1,700千円が含まれております。

## 8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 of 主な原因別の内訳

### 繰延税金資産

退職給付引当金	160,682千円
棚卸資産評価損	133,778千円
賞与引当金	29,485千円
その他	75,131千円
繰延税金資産小計	399,078千円
評価性引当額	△265,208千円
繰延税金資産合計	133,870千円

### 繰延税金負債

未収入金	37,860千円
その他有価証券評価差額金	26,628千円
その他	1,122千円
繰延税金負債合計	65,612千円
繰延税金資産の純額	68,257千円

## 9. 退職給付会計に関する注記

(1) 確定拠出年金制度と退職一時金制度を設けております。

(2) 退職給付債務に関する事項

退職給付債務	525,106千円
退職給付引当金	525,106千円

※当社は退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

(3) 退職給付費用に関する事項

勤務費用	51,717千円
確定拠出年金制度への要拠出額	22,023千円
退職給付費用合計	73,740千円

※当社は退職給付費用の算定にあたり、簡便法を採用しております。

## 10. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針であります。デリバティブは、為替変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形、電子記録債権及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されており、外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されており。当該リスクに関しては、当社の与信管理規程に従い、リスク低減を図っております。また、為替の変動リスクに関しては、為替予約を利用してヘッジしております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「重要な会計方針」に記載されている「ヘッジ会計の方法」に記載しております。

投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期毎に時価の把握を行っております。

営業債務である支払手形、電子記録債務、買掛金及び未払金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務の用途は、運転資金（主として短期）及び設備投資資金であります。

金融商品取引については取引権限及び取引限度額を定めた社内ルールに従い、財務経理部が決裁権限者の承認を得て行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 投資有価証券 (*2) その他有価証券	140,417千円	140,417千円	－千円
(2) 長期借入金 (*3)	2,515,000千円	2,509,645千円	△5,354千円
(3) リース債務 (*3)	583,492千円	583,169千円	△323千円

(\*1) 「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「短期借入金」については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(\*2) 市場価格のない株式等は、「(1)投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

	貸借対照表計上額
投資有価証券 非上場株式	2,658千円
関係会社株式	10,800千円

(\*3) 1年以内に期限到来の流動負債に含まれている長期借入金及びリース債務を含めておりません。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 其他有価証券 株式	140,417千円	—	—	140,417千円

② 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金（*）	—	2,509,645千円	—	2,509,645千円
リース債務（*）	—	583,169千円	—	583,169千円

（\*）1年以内に期限到来の流動負債に含まれている長期借入金及びリース債務を含めております。

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

(1) 投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

(2) 長期借入金、リース債務

長期借入金及びリース債務の時価については、元利金の合計額を同様の新規調達を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

11. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

## 12. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

## 13. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

主要な財又はサービス別に分解した収益の情報は以下のとおりであります。

	報告セグメント		合計
	化学品事業	ホーム産業事業	
売上高			
紫外線吸収剤	5,508,939千円	－千円	5,508,939千円
写真葉中間体	265,642千円	－千円	265,642千円
製紙用薬剤	353,511千円	－千円	353,511千円
酸化防止剤	586,403千円	－千円	586,403千円
電子材料	196,216千円	－千円	196,216千円
受託製造製品	1,794,312千円	－千円	1,794,312千円
木材保存薬剤	－千円	791,163千円	791,163千円
その他	57,006千円	190,678千円	247,684千円
顧客との契約から生じる収益	8,762,032千円	981,841千円	9,743,874千円

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記「(4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

当社では、残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

## 14. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

283円50銭

(2) 1株当たり当期純利益

10円97銭

(注) 株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が保有する当社株式を、「1株当たり純資産額」の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております(当事業年度425,000株)。また、「1株当たり当期純利益金額」の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております(当事業年度227,942株)。

# 会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月19日

ケミプロ化成株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

神戸事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	堀内	計尚
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	青木	靖英

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ケミプロ化成株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第41期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第41期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査方法等を確認し、検討した結果、有限責任 あずさ監査法人の報酬は相当であると会社法第399条第1項の同意をしております。

2022年5月20日

ケミプロ化成株式会社 監査役会

常勤監査役	清	水	俊	造	Ⓔ
社外監査役	常	本	良	治	Ⓔ
社外監査役	藤	田		健	Ⓔ
社外監査役	須	田	修	弘	Ⓔ

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金処分の件

当社は、経営環境、業績、将来の事業展開等を総合的に勘案したうえで、財務体質の強化を図りつつ、安定的かつ継続的に配当を行うことを基本方針としております。

第41期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類  
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金4円  
配当総額 66,243,776円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日  
2022年6月29日といたしたいと存じます。

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることから、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1)変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2)変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3)株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第16条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4)上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。（下線は変更部分）

現行定款	変更案
<p><u>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u></p> <p><u>第16条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところにしたがい、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p>	<p style="text-align: center;">（削除）</p> <p><u>（電子提供措置等）</u></p> <p><u>第16条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとるものとする。</p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>② 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>—</p> <p>(附則)</p> <p>(電子提供措置等に関する経過措置)</p> <p>第1条 現行定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更案第16条(電子提供措置等)の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</p> <p>② 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6カ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第16条はなお効力を有する。</p> <p>③ 本条の規定は、2022年9月1日から6カ月を経過した日または前項の株主総会の日から3カ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

### 第3号議案 取締役7名選任の件

本総会終結の時をもって取締役7名全員が任期満了となりますので、取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	かね とし ひさ し 兼 俊 寿 志 (1961年7月27日生) (再任)	1985年4月 株式会社第一勧業銀行入行 (現株式会社みずほ銀行) 2009年1月 株式会社みずほ銀行 亀戸支店長 2010年11月 同行公務第二部長 2013年5月 当社出向 当社管理本部財務経理部長 2014年1月 当社管理本部財務経理部長 兼 総合管理部長 2014年6月 当社常務取締役社長室長 兼 管理本部長 兼 財務経理部長 兼 総合管理部長 兼 コンプライアンス担当役員 2014年12月 当社常務取締役社長室長 兼 管理本部長 兼 財務経理部長 兼 コンプライアンス担当役員 2015年4月 当社常務取締役社長室長 兼 管理本部長 兼 財務経理部長 兼 コンプライアンス担当役員 兼 営業担当役員 2015年7月 当社常務取締役社長室長 兼 管理本部長 兼 財務経理部長 兼 総務部長 兼 コンプライアンス担当役員 兼 営業担当役員 2016年6月 当社代表取締役副社長 兼 管理本部長 兼 コンプライアンス担当役員 2019年4月 当社代表取締役社長 兼 管理本部長 兼 コンプライアンス担当役員 (現任)	53,400株

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び 担当並びに重要な兼職の状況	所有する当 社の株 式の数
2	かわい のり お 河井典生 (1965年5月16日生) (再任)	1989年3月 当社入社 2006年4月 当社化学品事業部営業本部長 2008年4月 当社執行役員 2010年4月 当社営業本部長 兼 営業部長 2011年6月 当社取締役 2012年4月 当社取締役営業本部長 兼 営業部長 兼 新規ビジネス推進部長 2013年11月 当社取締役営業本部長 兼 営業部長 兼 有機電子材料技術本部長 兼 有機EL材料技術部長 兼 福島研究所長 2014年11月 当社取締役営業本部副本部長 兼 営業管理部長 兼 購買部長 2015年4月 当社取締役営業本部長 兼 営業管理部長 兼 購買部長 2016年4月 当社取締役営業本部長 兼 購買部長 2016年6月 当社取締役退任 2016年6月 当社常務執行役員営業本部長 兼 購買部長 2018年4月 当社常務執行役員営業本部長 兼 有機ELビジネス推進本部付 営業管掌 兼 購買部長 2018年6月 当社常務取締役営業本部長 兼 有機ELビジネス推進本部付 営業管掌 兼 購買部長 2019年7月 当社常務取締役営業本部長 兼 購買部長 (現任)	43,600株
3	あかせ ひさし 赤瀬寿 (1961年9月26日生) (再任)	1984年3月 ISC化学株式会社 (現当社明石工場) 入社 1997年8月 当社転籍 2004年4月 当社化学品事業部相生工場製造部長 2008年4月 当社化学品本部相生工場長 2012年5月 当社内部監査室長 2013年1月 当社生産本部明石工場管理部長 2014年12月 当社管理本部総務部長 2015年7月 当社生産本部相生工場長 2016年4月 当社執行役員生産本部副本部長 兼 相生工場長 2017年7月 当社上席執行役員生産本部副本部長 兼 相生工場長 2018年4月 当社上席執行役員生産本部長 兼 相生工場長 兼 明石工場長 2018年6月 当社取締役生産本部長 兼 相生工場長 兼 明石工場長 2020年7月 当社常務取締役生産本部長 兼 相生工場長 兼 明石工場長 (現任)	11,000株

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び 担当並びに重要な兼職の状況	所有する当 社の 株式の数
4	<p style="text-align: center;">かね こ ゆう いち 金子 勇 一 (1967年10月13日生) (再任)</p>	<p>1990年3月 当社入社 2006年1月 当社姫路工場長代行 兼 相生工場生産技術部長 兼 技術本部化学品技術部長 2008年4月 当社執行役員 2010年4月 当社生産技術部統括本部長 2011年6月 当社取締役 2012年2月 当社取締役生産技術部統括本部長 兼 新規ビジネス推進部技術担当役員 2013年11月 当社取締役生産技術部統括本部長 兼 新規ビジネス推進部技術担当役員 兼 有機電子材料技術本部技術担当役員 2014年11月 当社取締役生産技術部統括本部長 兼 有機電子材料技術本部長 兼 生産技術部統括本部明石工場生産技術部長 兼 福島研究所長 兼 有機電子材料技術本部有機EL材料技術部長 兼 新規ビジネス推進部技術担当役員 2015年2月 当社取締役生産技術部統括本部長 兼 有機電子材料技術本部長 兼 生産技術部統括本部明石工場生産技術部長 兼 有機電子材料技術本部福島工場長 兼 有機電子材料技術本部有機EL製造部長 兼 有機電子材料技術本部有機EL生産技術部長 兼 有機電子材料技術本部有機EL材料技術部長 兼 営業本部新規ビジネス推進部技術担当役員 2015年4月 当社取締役生産技術部統括本部長 兼 有機電子材料技術本部長 兼 生産技術部統括本部明石工場生産技術部長 兼 有機電子材料技術本部有機EL生産技術部長 兼 有機電子材料技術本部有機EL材料技術部長 兼 営業本部新規ビジネス推進部技術担当役員 2016年4月 当社取締役生産技術部統括本部長 兼 明石工場生産技術部長 兼 大阪工場生産技術部長 兼 福島工場生産技術部長 兼 営業本部新規ビジネス推進部技術担当役員 2016年6月 当社取締役退任 2016年6月 当社上席執行役員 生産技術部統括本部長 兼 明石工場生産技術部長 兼 大阪工場生産技術部長 兼 福島工場生産技術部長 兼 営業本部新規ビジネス推進部技術担当役員</p>	41,600株

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び 担当並びに重要な兼職の状況	所有する当 社の株 式の数
4	かね こ めう いち <b>金子 勇一</b> (1967年10月13日生) (再任)	2017年7月 当社上席執行役員 生産技術部統括 本部長 兼 明石工場生産技術部長 兼 営業本部新規ビジネス推進部 技術担当役員 2018年4月 当社上席執行役員 生産技術部統括 本部長 兼 有機ELビジネス推進本部 付技術管掌 兼 生産技術部統括本部 明石工場生産技術部長 兼 有機EL ビジネス推進本部福島工場生産技術 部長 兼 有機ELビジネス推進本部 有機EL生産技術部長 兼 営業本部 新規ビジネス推進部技術担当役員 2018年7月 当社常務執行役員 生産技術部統括 本部長 兼 有機ELビジネス推進 本部付技術管掌 兼 生産技術部統括 本部明石工場生産技術部長 兼 有機 ELビジネス推進本部福島工場生産技 術部長 兼 有機ELビジネス推進本部 有機EL生産技術部長 兼 営業本部 新規ビジネス推進部技術担当役員 2019年7月 当社常務執行役員 生産技術部統括 本部長 兼 福島工場生産技術部長 兼 有機ELビジネス生産技術部長 兼 営業本部新規ビジネス推進部 技術担当役員 2020年6月 当社取締役生産技術部統括本部長 兼 福島工場生産技術部長 兼 有機ELビジネス生産技術部長 兼 営業本部新規ビジネス推進部技術 担当役員 (現任)	
5	やなぎ まき じ <b>柳 雅二</b> (1960年10月23日生) (再任)	1984年4月 野村証券株式会社入社 2004年4月 同社神戸支店長 2007年4月 同社執行役 2011年4月 同社常務執行役員 2013年4月 同社取締役 2014年4月 高木証券株式会社 専務執行役員 2016年3月 同社専務執行役員退任 2016年6月 当社取締役 (現任) 2017年3月 株式会社ショーケース・ティービー (現株式会社ショーケース) 社外 取締役 (現任) 2019年1月 スリープログループ株式会社 (現 ギグワークス株式会社) 社外取締役 (2020年2月退任) 2019年12月 きらぼし証券準備株式会社 取締役会長 (2020年8月退任) 2020年8月 きらぼしライフデザイン証券株式 会社 取締役会長 (2021年6月退任) 2021年7月 株式会社東京きらぼしフィナンシャル グループ顧問 (現任)	一株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び 担当並びに重要な兼職の状況	所有する当 社の株 式の数
6	<small>なから</small> <b>寶 田 健太郎</b> (1974年6月29日生) (再任)	1999年9月 太田昭和アーンストアンドヤング 株式会社(現EY税理士法人)入社 2001年4月 高野総合会計事務所入社 2002年1月 税理士登録 2002年7月 宝田税務会計事務所(現宝田・寿原 会計事務所)設立 代表(現任) 2006年8月 スターライトコンサルティング株式 会社設立 代表取締役(現任) 2010年8月 株式会社コスメックス(現MDVトラ イアル株式会社)社外監査役(現任) 2012年4月 アント・キャピタル・パートナーズ 株式会社 社外監査役(現任) 2017年4月 ACANext株式会社 社外監査役(現任) 2018年6月 当社取締役(現任)	一株
7	<small>たなか こう じ</small> <b>田 中 耕 司</b> (1958年9月22日生) (新任)	1982年4月 大阪中小企業投資育成株式会社 入社 2004年4月 同社総務企画部長 2009年6月 同社取締役 2020年6月 同社理事(非常勤)(現任)	一株

- (注)
1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
  2. 柳雅二氏、寶田健太郎氏、田中耕司氏は、社外取締役候補者であります。
  3. (1)柳雅二氏を社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要は、経歴に裏付けされた見識に加え、証券市場に関わる深い知見と営業経験等を当社経営に反映し、執行業務を行う社内経営陣から独立した客観的視点から提言をいただけると判断したためであります。
  - (2)寶田健太郎氏を社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要は、経歴に裏付けられた見識に加え、税務会計に係る専門知識並びにコンサルティング経験等を当社経営に反映し、執行業務を行う社内経営陣から独立した客観的視点から提言をいただけると判断したためであります。
  - (3)田中耕司氏を社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要は、経歴に裏付けされた見識に加え、多様な業種への投資育成業務に管理者として永年携わっており、深い知見や数多くの経験等を当社経営に反映し、社内経営陣から独立した客観的視点から提言をいただけると判断したためであります。

4. 柳雅二氏、寶田健太郎氏は、現在当社の社外取締役であります。両氏の就任期間は、本総会終結の時をもって柳雅二氏が6年、寶田健太郎氏が4年となります。
5. 柳雅二氏、寶田健太郎氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届出ております。両候補者の選任が承認された場合、引き続き独立役員とする予定であります。また新任候補者である田中耕司氏の選任が承認された場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届出する予定であります。
6. 当社は、柳雅二氏、寶田健太郎氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお両氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
7. 田中耕司氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は同法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。
8. 当社は当社のすべての取締役、監査役及び執行役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害賠償金や争訟費用等を当該保険契約により填補することとしており、当該保険の保険料はすべて当社が負担しております。各候補者は、当該保険契約の被保険者となっており、また、各候補者が取締役に選任され就任した場合には当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当社は、当該保険契約を任期中途に同内容で更新することを予定しております。

#### 第4号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって監査役1名が辞任いたしますので、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

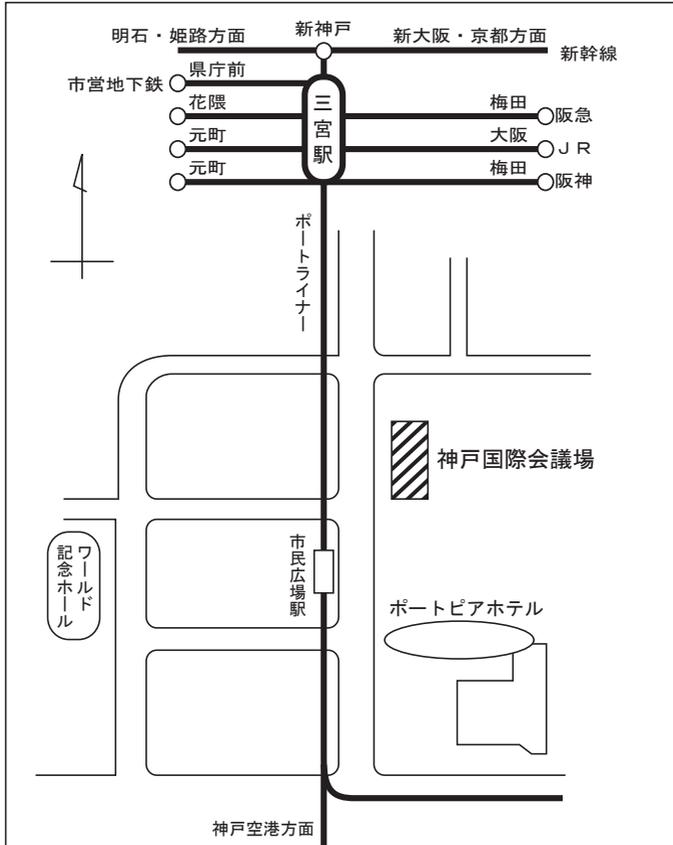
氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
たか きき しょうのすけ 高崎勝之助 (1979年10月13日生) (新任)	2006年4月 BASFジャパン株式会社 入社 2014年6月 同社財務部長 2015年12月 BASF東アジア地域統括本部 (香港) ディスパージョン&レジン事業本部 アジア太平洋地域コントローリングヘッド 2019年12月 BASFジャパン株式会社 財務・ コントローリング部長 (現任)	一株

- (注) 1. 候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 候補者は、新任の社外監査役候補者であります。
3. 高崎勝之助氏を社外監査役候補者とした理由は、経歴に裏付けされた見識に加え、当社事業と関連の深いグローバル企業の管理部門の責任者として財務他の管理部門に関する深い知識や経験があり社外監査役として相応しいと判断したためであります。なお、BASFジャパン株式会社は当社の主要取引先であり、当社の特定関係事業者であります。また、同社は当社の株主(所有株式7.7%)であります。
4. 本件選任は、社外監査役である須田修弘氏の辞任に伴うものであります。
5. 高崎勝之助氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。
6. 当社は当社のすべての取締役、監査役及び執行役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害賠償金や争訟費用等を当該保険契約により填補することとしており、当該保険の保険料はすべて当社が負担しております。候補者が監査役に選任され就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当社は、当該保険契約を任期中に同内容で更新することを予定しております。

以上

# 株主総会会場ご案内図

神戸市中央区港島中町6丁目9番1号  
神戸国際会議場 5階 501号会議室  
電話 078-302-5200



※ JR線三ノ宮駅、阪急線及び阪神線神戸三宮駅よりポートライナー/  
市民広場駅下車 徒歩2分。